



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*1 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

20 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) 2

21 " (") 2

22 " (") 3

23 " (") 3

24 " (") 3

25 " (") 4

26 " (") 4

27 " (") 4

28 " (") 5

29 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 5

30 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加するものに必要な資格等 (技術調査課) 5

31 和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札に参加する県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格等 (") 10

32 道路の区域変更 (道路保全課) 14

33 道路の供用開始 (") 14

34 道路の区域変更 (") 15

35 道路の供用開始 (") 15

○ 人事委員会告示

*1 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程 15

2 平成2年和歌山県人事委員会告示第2号(選考職種の採用資格要件)の一部改正 15

○ 公告

公立大学法人和歌山県立医科大学中期目標の公表 (医務課) 17

都市計画の案の縦覧 (都市政策課) 23

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年1月9日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

子ども・女性・障害者相談センター	児童の一時保護を行う業務に直接従事することを本務とする職員	2
------------------	-------------------------------	---

を

子ども・女性・障害者相談センター	(1) 弁護士であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第2項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものに直接従事することを本務とする職員	4
	(2) 児童の一時保護を行う業務に直接従事することを本務とする職員（(1)に掲げる職員を除く。）	2

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第20号

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年12月21日

和歌山県告示第21号

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区

5 認証年月日

平成29年12月21日

和歌山県告示第22号

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町

2 調査を行った時期

平成27年4月13日から平成29年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区

5 認証年月日

平成29年12月21日

和歌山県告示第23号

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町

2 調査を行った時期

平成27年4月13日から平成29年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区

5 認証年月日

平成29年12月21日

和歌山県告示第24号

和歌山県田辺市中辺路町大川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成27年4月16日から平成29年2月28日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市中辺路町大川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市中辺路町大川の一部地区

5 認証年月日

平成29年12月21日

和歌山県告示第25号

和歌山県田辺市中辺路町小松原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成27年4月16日から平成29年3月10日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市中辺路町小松原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市中辺路町小松原の一部地区

5 認証年月日

平成29年12月21日

和歌山県告示第26号

和歌山県田辺市龍神村小家の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成27年4月16日から平成29年3月22日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市龍神村小家の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市龍神村小家の一部地区

5 認証年月日

平成29年12月21日

和歌山県告示第27号

和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

0号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月16日から平成29年3月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年12月21日

和歌山県告示第28号

和歌山県和歌山市西田井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月1日から平成29年3月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市西田井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市西田井の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年12月21日

和歌山県告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。
平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700824	きしがわ園ショートステイサービス	和歌山県紀の川市貴志川町尼寺359	短期入所（空床型）	身体障害者	社会福祉法人聖アンナ福祉会	和歌山県紀の川市貴志川町上野山302-1	平成30.1.1

和歌山県告示第30号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者の

うち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を、次のように定める。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に該当するもの

2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからツまでのいずれにも該当しない者であることとする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 自治法令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

キ セの許可に係る申請者又は申請者の役員等（法第5条第1項第3号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定している者又はその刑の執行が終了し、若しくはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ク 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

コ ク又はケのいずれかに該当した後、審査基準日時時点で1年を経過しない者

サ 申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人又は法定代理人が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

シ 申請者の法定代理人が法人である場合において、その役員等が、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ス キ、サ又はシに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消の日から5年を経過しない者

セ 申請する建設工事について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者

- ソ セの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者
- タ 申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「有効な経営事項審査」という。）を受けていない者
- チ 有効な経営事項審査に係る法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における工事種別の平均完成工事高が「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」及び「解体」については250万円以下、「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」及び「清掃施設」については0円である者。ただし、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」については「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の平均完成工事高が250万円以下である者
- ツ 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 客観的事項

経営事項審査

イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は平成30年1月11日から同月31日までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで（午後零時から午後1時までを除く。）の間とし、提出場所は主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所とする。

(2) 申請書類

ア 平成30・31年度入札参加資格審査申請書（県内建設業者）

イ 地方基準点数等一覧表

ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表

エ 建設業関連学科新規卒業生雇用一覧表

オ 技術職員・CPD取得者数一覧表

カ 職員名簿（技術職員以外）

キ 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表

ク 確約書、災害時等対応重機調書、運転者調書、災害時対応仮設資材調書及び災害時等緊急対応実績書

ケ 資本・人的関係のある関連業者届出調書

コ 総合評定値の通知書の写し（特別の事由がある場合を除き、有効な経営事項審査の審査基準日（以下「経営事項審査基準日」という。）が平成28年10月1日から平成29年9月30日までのもの）

サ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成29年12月1日以降のもの）

- シ 消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成29年12月1日以降のもの）
- ス 有効な経営事項審査に係る法第27条の26に規定する経営規模等評価の申請に使用した損益計算書の写し（法人の場合は、完成工事原価報告書の写し）
- セ 同意書
- ソ 暴力団排除等に関する誓約書
- タ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に関する遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに同法の遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書及びその研修（講習）において使用した資料の写し（表紙、目次等資料の概要が分かるページを数枚程度にまとめたもの）
- チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項の規定により和歌山県公安委員会が行う不当要求防止責任者講習を受講している者は、その講習を修了したことを証明する書面の写し
- ツ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、かつ、その協定に同意している者は、その加入と同意を証明する書面
- テ ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ト ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ナ エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ニ 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者は、その業を行っていることを証明する次の（ア）又は（イ）の書面、産業廃棄物の処分を委託している者は、その委託していることを証明する次の（ウ）の書面
- （ア）産業廃棄物処分業許可証の写し
- （イ）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- （ウ）建設廃棄物処理委託契約書の写し（平成29年1月1日から同年12月31日までの間に締結したもののうち、主たるもの1件分）
- ヌ 労働安全衛生法関係の資格を有する者を雇用している者は、その雇用している者が当該資格を有することを証明する書面の写し
- ネ 次世代育成支援に関する取組を行っている者は、その取組を行っていることを証明する書面として、次に掲げる書面のうち該当するもの
- （ア）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画の策定に係る届出書の写し
- （イ）男女共同参画推進事業者登録証の写し
- （ウ）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画の策定に係る届出書の写し
- ノ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者を雇用している者は、その雇用している者が当該講習を修了したことを証明する書面の写し
- ハ CPD（継続的な職業能力の開発（Continuing Professional Development）であって、建設業に従事する技術者に係るものに限る。）を支援する団体が提供する継続教育制度において推奨単位数以上の単位を取得した者を雇用している者は、その雇用している者が当該単位を取得したことを証明する書面の写し
- ヒ 建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面
- フ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業者（以下「法定義務建設業者」という。）にあつては直近の同項に規定する身体障害者又は知的障害者で

ある労働者の雇用に関する状況についての報告書の写し、法定義務建設業者以外の者で障害者を雇用しているものにあつては障害者雇用状況調べ

へ 新規卒業者を雇用している者は、当該新規卒業者に係る卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載したラ（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

ホ 若年者（審査基準日において満年齢35歳未満の者をいう。以下同じ。）又は女性を雇用している者は、当該若年者又は女性の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は健康保険被保険者証の写し

マ ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父をいう。以下同じ。）を雇用している者は、次に示す書面のうち当該ひとり親に係る次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

（ア）児童扶養手当証書

（イ）ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証

（ウ）民生委員の証明書

ミ 審査基準日以前2年の間に地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定に該当する者（以下「市町村民税非課税者」という。）であった者を、当該2年の間雇用し、かつ、当該2年の間を経過する日から審査基準日まで連続して雇用している者は、当該市町村民税非課税者の非課税証明書

ム 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）の受賞者を雇用している者は、当該受賞者に係るラ（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

メ 平成27年1月2日から平成30年1月1日までの間に、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から事業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し

モ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書

ヤ 経営事項審査基準日において労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号労働保険関係成立届」の写し

ユ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書

ヨ 経営事項審査基準日において社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し

ラ ウからカまで及びクに記載した職員に係る次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

（ア）社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書

（イ）社会保険に加入しておらず、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

（ウ）雇用保険に加入していない場合は、平成29年4月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等及び健康保険被保険者証

リ 3（1）スの経営規模等評価の申請において提出した技術職員名簿の写し

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）第2項に規定する対象工事に参加

しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成30年6月1日から平成32年5月31日までとする。

和歌山県告示第31号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成30年5月1日から平成31年4月30日までの期間、和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を次のように定める。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別及び業種区分

(1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に該当するもの

(2) 建設工事に係る委託業務

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからナまでのいずれにも該当しない者であることとする。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者（1（2）に規定する業務の全部又は一部を営む者をいう。以下同じ。）のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者の資格は、この（1）本文に規定する資格を有し、かつ、次のニからノまでのうち希望する業務に係る資格に該当する者であることとし、その資格申請できる業務は、当該業務に限るものとする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 自治法令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ 入札参加資格審査申請書又はこれの添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

キ 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定している者又はその刑の執行が終了し、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ク 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- コ ク又はケのいずれかに該当した後、申請日の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）時点で1年を経過しない者
- カ 建設工事を希望する者で、申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と関係があると認められるもの
- キ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、申請者、申請者の役員等、契約営業所代表者及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と関係があると認められるもの
- ク ス キ、サ又はシに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者
- セ 建設工事を希望する者で、和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種について、法第3条第12項の規定に基づく許可を受けていないもの
- ソ 建設工事を希望する者で、主たる営業所（本社及び本店をいう。以下同じ。）又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合でその営業所が別途定める基準を満たさないときにおける県の指導に従わないもの
- タ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、主たる営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの
- チ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていないもの
- ツ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な経営事項審査に係る法第27条の29第1項に規定する総合評価値の通知における業種の平均完成工事高が250万円以下のもの
- テ 建設工事を希望する者で、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入であるもの（法令の規定により適用を除外されるものを除く。）
- ト 測量業務を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていないもの
- ナ 建築工事の設計、監理業務を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていないもの
- ニ 測量業務（航空測量）を希望する者で、測量法第55条の2第5号の主として請け負う測量の種類が航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）であって、使用する測量士を10名以上有するものであること。
- ヌ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者で、属する一級建築士を20名以上有するものであること。
- ネ 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者で、使用する技術士を5名以上有するものであること。
- ノ 補償関係コンサルタント業務を希望する者で、使用する補償業務管理者及び補償業務管理士を併せて5名以上有するものであること。この場合において、補償業務管理者である者で補償業務管理士を兼ねるものの人数については、1名として取り扱うこと。

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 建設工事

(ア) 客観的事項

経営事項審査

(イ) 和歌山県独自事項

イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 審査基準日の直前1年の希望する業務区分ごとの実績高

(イ) 審査基準日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は平成30年1月15日から同月26日までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで（午後零時から午後1時までを除く。）の間とし、提出場所は和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課とする。

(2) 申請書類

ア 建設工事

(ア) 入札参加資格審査申請書（県外建設工事業者）

(イ) 地方基準点数一覧表

(ウ) 和歌山県内営業所情報一覧表

(エ) 契約先営業所情報一覧表

(オ) 資本・人的関係のある関連業者届出調書

(カ) 受付票（県外建設工事）

(キ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し

(ク) 総合評定値通知書の写し

(ケ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書面で、証明日が平成29年12月1日以降のもの）

(コ) ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(サ) ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(シ) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別紙2（1）、（2）又は変更届出書の写し

(ス) 和歌山県内に建設業許可を受けた従たる営業所を有する者は、その営業所の外観及び営業所内部の写真

(セ) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成29年12月1日以降のもの。ただし、和歌山県内に営業所を有する者を対象とする。）

(ソ) 和歌山県内に工場を有する者は、外観（看板）及び製造現場の写真（工場の案内等パンフレットでも代用可能）並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次のaからcまでのいずれかの書面の写し

a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（申請後に加入した者については、健康

保険厚生年金保険被保険者資格取得届)

- b 健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）
- c 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

(タ) 委任状（代理人を置く場合）

イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 入札参加資格審査申請書（測量及び設計コンサルタント等業務業者）

(イ) 契約先営業所情報一覧表

(ウ) 入札希望等一覧表

(エ) 技術資格者一覧表

(オ) 代表者・役員等調書

(カ) 資本・人的関係のある関連業者届出調書

(キ) 受付票（測量・コンサル）

(ク) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書面で、証明日が平成29年12月1日以降のもの）

(ケ) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証明する書面で、証明日が平成29年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が和歌山県内にある者及び主たる営業所を和歌山県外に有する者のうち和歌山県内に営業所を有するものを対象とする。）

(コ) 直近1年の事業年度における財務諸表

(サ) 商業登記全部事項証明書の写し（申請者が法人の場合）

(シ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し

(ス) 現況報告書の副本の写し

(セ) 主たる営業所を和歌山県内に有する者は、(エ)に記載する職員について、次のaからdまでのいずれかの書面の写し

a 健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（申請後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届）

b 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

c 社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

d 雇用保険に加入できない場合は、賃金台帳又は源泉徴収簿

(ソ) 主たる営業所を和歌山県外に有する者は、(エ)に記載する職員について、次のa又はbのいずれかの書面の写し

a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（申請後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届）

b 厚生年金保険に加入していない者については、健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

(タ) (エ)に記載する者が当該資格を有することを証明する書面の写し

(チ) 主たる営業所の外観の写真（看板の確認ができるもの）及び内部（机、椅子、帳簿等）の写真

(ツ) 測量業者登録申請書及び別表の写し（航空測量（測量業務）を希望する県外に主たる営業所を有する者を対象とする。）

(テ) 委任状（代理人を置く場合）

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出方法

(1) の提出時期に持参、又は和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課あてに申請書類及び返信用封筒（返信先住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの）を書留郵便で郵送すること（平成30年1月26日までの消印のあるものを有効とする。）。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、1部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間等

資格の有効期間は、平成30年5月1日から平成31年4月30日までとする。

なお、更新の手続については、後日公示する。

和歌山県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字大又字槇谷 236番3地内	旧	7.39 ） 26.00	112.15	
同上	新	24.33 ） 76.76	104.90	

和歌山県告示第33号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字大又字槇谷236番3地内

供用開始の期日 平成30年1月9日

和歌山県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字大又字小森 219番1地内	旧	6.84 } 15.89	59.45	
同上	新	14.26 } 23.29	59.45	

和歌山県告示第35号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字大又字小森219番1地内

供用開始の期日 平成30年1月9日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年1月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「児童生活支援員の職」の次に「、児童福祉法務専門員の職、社会福祉士の職」を加える。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

和歌山県人事委員会告示第2号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部を次のように改正し、告示の

日から施行する。

平成30年1月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

第1項の表中

社 会 福 祉 の 職	社会福祉主事の職	社会福祉法に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者
	児童福祉司の職	児童福祉法に規定する児童福祉司の任用資格を有する者
	身体障害者福祉司の職	身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉司の任用資格を有する者
	知的障害者福祉司の職	知的障害者福祉法に規定する知的障害者福祉司の任用資格を有する者
	心理判定員の職	児童福祉法に規定する資格又は婦人相談所等に関する政令に規定する資格を有する者
	児童相談員の職	児童福祉司任用資格を有する者
	婦人相談員の職	社会福祉主事任用資格を有する者
	母子自立支援員の職	社会福祉主事任用資格又は児童福祉司任用資格を有する者
	児童指導員の職	児童福祉施設最低基準に規定する資格を有する者
	児童自立支援専門員の職	児童福祉施設最低基準に規定する資格を有する者
	児童生活支援員の職	児童福祉施設最低基準に規定する資格を有する者

を

社 会 福 祉 の 職	社会福祉主事の職	社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉主事の任用資格（以下「社会福祉主事任用資格」という。）を有する者
	児童福祉司の職	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉司の任用資格（以下「児童福祉司任用資格」という。）を有する者
	身体障害者福祉司の職	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者福祉司の任用資格を有する者
	知的障害者福祉司の職	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者福祉司の任用資格を有する者
	心理判定員の職	児童福祉法に規定する判定をつかさどる者に関する資格又は婦人相談所に関する政令（昭和32年政令第56号）に規定する判定をつかさどる者に関する資格を有する者
	児童相談員の職	児童福祉司任用資格を有する者

婦人相談員 の職	社会福祉主事任用資格を有する者
母子自立支 援員の職	社会福祉主事任用資格又は児童福祉司任用資格を有する者
児童指導員 の職	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に規定する児童指導員の資格を有する者
児童自立支 援専門員の職	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者
児童生活支 援員の職	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する児童生活支援員の資格を有する者
児童福祉法 務専門員の職	弁護士法（昭和24年法律第205号）に規定する弁護士となる資格を有する者であって、同法に規定する弁護士名簿に登録されているもの
社会福祉士 の職	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する社会福祉士となる資格を有する者であって、同法に規定する社会福祉士登録簿に登録されているもの

に改め、

「精神保健福祉士法」の次に「（平成9年法律第131号）」を加え、「並びに」を「となる資格を有する者であって、同法に規定する精神保健福祉士登録簿に登録されているもの又は」に改め、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」の次に「（昭和25年政令第155号）」を加え、「児童福祉法施行令に規定する資格を有する者」を「児童福祉法に規定する保育士となる資格を有する者であって、同法に規定する保育士登録簿に登録されているもの」に改め、「電気通信事業法」の次に「（昭和59年法律第86号）」を、「計量法」の次に「（平成4年法律第51号）」を加え、「計量士資格を有する者」を「計量士の登録を受けている者」に改め、「図書館法」の次に「（昭和25年法律第118号）」を加え、「司書資格」を「司書となる資格」に改め、「博物館法」の次に「（昭和26年法律第285号）」を加え、「学芸員資格」を「学芸員となる資格」に改める。

公 告

公 告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項及び第78条第1項の規定により、公立大学法人和歌山県立医科大学の中期目標を平成29年12月19日に次のとおり定めたので公表する。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公立大学法人和歌山県立医科大学中期目標

目次

前文

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

2 教育研究上の基本組織

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

- 2 研究に関する目標
- 3 診療に関する目標
- 4 国際化に関する目標
- 第3 地域貢献に関する目標
 - 1 教育に関する目標
 - 2 研究に関する目標
 - 3 診療に関する目標
 - 4 地域の活性化に関する目標
- 第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 - 1 法人運営の強化に関する目標
 - 2 人事の適正化・人材育成等に関する目標
 - 3 事務等の効率化・合理化に関する目標
- 第5 財務内容の改善に関する目標
 - 1 財務内容の健全化に関する目標
 - 2 自己収入の増加に関する目標
 - 3 経費の抑制に関する目標
 - 4 資産の運用管理の改善に関する目標
- 第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 - 1 評価の充実に関する目標
 - 2 情報公開及び情報発信に関する目標
- 第7 その他業務運営に関する目標
 - 1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標
 - 2 安全管理に関する目標
 - 3 法令・倫理等の遵守に関する目標
 - 4 基本的人権の尊重に関する目標

前文

和歌山県立医科大学は、県内唯一の医育機関として、基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む優れた多数の医療人をこれまで育成してきました。

また、附属病院は、特定機能病院として、がん医療、災害医療、救急医療をはじめ、あらゆる診療領域で中心的役割を担い、県内の病院などに医師を派遣し、医療提供体制の充実・発展に大きく貢献してきました。

一方、本県では、各地域で拠点となる病院を中心に救急医療などを行っているため、これらの拠点病院で十分な医師を確保することが課題となっていました。現在、医科大学の医学部定員は、60名から100名へ大幅に増員されていますが、これは、地域医療を守るために医師の養成が必要であるということが認められ実現したものです。今後、地域医療を充実させるためには、医科大学の教育や研究の内容が高く評価され、優秀な学生や医療人が集まる立派な大学であり続けることが必要です。

日本が本格的な人口減少社会を迎える中、本県においては全国よりも早い流れで人口減少が進むことが予測されるとともに、経済・社会のグローバル化の進展など、我々を取り巻く環境が大きく変化することが見込まれます。こうした状況の変化に適切かつ迅速に対応するため、この度、県では新たな和歌山県長期総合計画を策定しました。

この計画において、県民の命を守る医療を充実するため、医療機関の機能分化と連携を図りながら、将来の医療需要に相応しいバランスのとれた効率的で質の高い医療提供体制の構築と、地域における救急医療体制の堅持や周産期医療、小児医療体制の強化に向けた今後の取組の指針を示しました。

医科大学が、この計画を実現するための大きな推進力であることから、第3期中期目標（平成30年度か

ら平成35年度の6年間）では、これまでの「大学の教育研究等の質の向上」や「業務運営の改善及び効率化」など6つの柱に加え、新たに「地域貢献」を大きな柱として位置付け、地域において必要な医療の確保を図るための具体的な目標を定めることとしました。

医科大学は、平成33年4月に薬学部の開設を控え、医療系総合大学として、また、医・薬・看の共同研究を行う施設として、さらなる飛躍が期待される大変重要な時期を迎えます。

これまでのたゆまぬ努力のもと積み重ねてきた実績や成果を礎に、県が推進する医療施策等と歩調を合わせ、理事長・学長のリーダーシップのもと全職員が一丸となり、ここに定める第3期中期目標の達成に向け取り組まれることを期待します。

平成29年12月

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり学部、研究科及び専攻科を置く。

学 部	医学部 保健看護学部 薬学部（予定）
研究科	医学研究科 保健看護学研究科
専攻科	助産学専攻科

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の内容及び成果に関する目標

<共通>

ア. 入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）及び卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）について、継続的に評価・改善を行い、教育の質の向上を図る。

イ. 能力、意欲、適性等を多面的・総合的に評価し、入学者受入れの方針に沿った人材を確保する。

ウ. 入学前教育、学部教育及び卒業後研修、大学院教育の連携を図る。

エ. 卒業生のキャリアパスの把握・分析等を通じ、教育の質の向上を図る。

<学部教育>

オ. 人間性を高める教育を実施することにより、幅広い教養、生命に対する倫理観を養うとともに、医学、薬学、保健看護学に関する専門的な知識や技術を習得し、問題解決能力を有する優れた人材を育成する。

<大学院教育>

カ. 先進的な医療を支える高度で専門的な人材を育成する。

キ. 独創的かつ高度な学術研究を行うことができる人材を育成する。

<専攻科教育>

ク. 助産師として必要な倫理観及び問題解決能力を有する優れた人材を育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

ア. 優れた教職員を幅広く確保し、適正配置するとともに、附属病院や学外実習対象施設との連携を強化することにより、教育の質の向上を図る。

イ. ファカルティ・ディベロップメントの内容を一層工夫するとともに、教員の教育業績を積極的に評価することにより、教育の質の向上を図る。

ウ. 教育研究活動に必要な設備、図書等の計画的な整備及び充実を図り、学生及び教職員が利用しやすい環境整備に努める。

(3) 学生への支援に関する目標

留学生や障害のある学生などを含む多様な学生に対し、学習、生活、心身の健康に係る支援体制の充実を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び成果等に関する目標

ア. 国際的に高く評価される研究水準を目指し、独創的な研究及び先進的な研究を推進する。

イ. 研究成果や業績などを学会及び学術誌等に発表し、外部の意見や評価を積極的に取り入れ、研究実績の向上を図る。

(2) 研究の実施体制等に関する目標

ア. がんに対する総合的な研究など重点的に取り組まなければならない分野を的確に把握し、研究体制の充実を図る。

イ. 学外の先進的な研究者の受入れを促進するとともに、次世代を担う若手研究者の支援体制の充実を図る。

ウ. 寄附金、国等の科学研究費補助金及び民間機関等との共同研究・受託研究等外部研究資金による研究費の獲得に取り組む。

3 診療に関する目標

(1) 診療の充実及び実践に関する目標

<共通>

ア. 附属病院本院及び紀北分院の特色及び果たすべき役割を明確にし、それぞれが最大限の能力を発揮できるよう相互の連携を図る。

<附属病院本院>

イ. 特定機能病院として、十分な医療安全管理体制を確保し、高度かつ先進的な医療を提供する。

ウ. 救急医療、がん医療、災害医療、小児・周産期医療などの重点分野について、さらなる病院機能の充実を図るとともに、高度かつ先進的な医療を提供する。

<紀北分院>

エ. 地域性を活かし、地域に密着した質の高い医療を提供する。

オ. 圏域内の医療機関とともに病院機能の分化・連携に取り組み、圏域における医療提供体制の充実に寄与する。

(2) 教育機能等の充実に関する目標

学生への臨床教育、卒後臨床研修及び看護師の卒後教育等、医療従事者に対する研修・実習の充実を図る。

(3) 病院運営に関する目標

ア. 病院長のリーダーシップのもと、経営目標を明確にし、迅速な意思決定ができる運営体制を構築する。

イ. 紀北分院においては、地域に密着した医療を提供することにより、経営の安定化を図る。

ウ. 医療の質に関する指標を設定し、自己評価及び改善を行うとともに、これを公表し、質の高い医療を提供する体制を構築する。

エ. 常に経営状況を的確に分析、把握するとともに、人的及び物的資源を適切に管理し、効率的かつ健全な病院運営を行う。

オ. 医業収入を適切に確保することにより、健全な病院運営を推進する。

カ. 医業収入に占める医薬品費及び診療材料費の比率の低減を図ることにより、健全な病院運営を推進する。

4 国際化に関する目標

- (1) 国際的な視点を持って活躍できる人材を育成する。
- (2) 国外の大学や研究機関等との連携及び交流を推進し、大学機能の活性化を促進する。

第3 地域貢献に関する目標

1 教育に関する目標

- (1) 教育水準を高め、より一層魅力ある大学となることで、優秀な人材を確保し、その人材を地域医療の向上に取り組むよう育成する。
- (2) 県及び地域の医療機関と連携し、臨床研修医、専門医制度における専攻医、看護師の卒後における研修の場を確保するなど、優れた人材を育成する。
- (3) 在宅医療やへき地医療等の場で十分な能力を発揮できる人材を育成する体制を構築する。

2 研究に関する目標

- (1) 県民の健康福祉の増進に寄与するため、地域の保健医療課題を解決するための研究を推進する。
- (2) 大学の特性を活かし、学外研究者や産業界等との産官学連携研究を推進することにより、地域産業の振興を通じて地域に貢献する。
- (3) 研究成果の普及と活用に向け、知的財産の管理・活用体制を強化し、多様な要請に応え、民間事業者への技術移転を通じて地域に寄与する。

3 診療に関する目標

- (1) 県保健医療計画におけるがんや救急医療など5疾病5事業等に係る医療提供体制について、中心的な役割を担い、県及び地域の医療機関と連携し、地域医療の充実に寄与する。
- (2) 県が定めた地域医療構想による病院機能の分化・連携の考え方にに基づき、地域への医師派遣を適切に行い、地域において必要な医療提供体制を支援する。
- (3) 地域の医療機関と連携し、遠隔医療支援システム等ICTの活用を推進する。
- (4) 地域の医療機関等と連携しながら、研修・実習の機会を広く提供し、地域の医療機関に従事する人材の育成支援に努める。

4 地域の活性化に関する目標

- (1) 県民に生涯学習の機会を提供し、健康福祉の向上への意識高揚に努める。
- (2) 薬学部を設置に伴い、医療系総合大学の特性を活かし、県及び市町村等が実施するプロジェクトに参画することにより、地域課題の解決に取り組む。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 法人運営の強化に関する目標

- (1) 理事長のリーダーシップのもと、課題解決に取り組むとともに、中長期的な視点に立ち、戦略的かつ安定的な法人運営を行う。
- (2) 法人運営、教育、研究、診療に係る組織の機能強化を図るとともに、中期計画を実現するための個別の計画を策定し、常に点検を行うことにより、法人機能を強化し、機動的、戦略的かつ安定的な法人運営に努める。

2 人事の適正化・人材育成等に関する目標

(1) 人事の適正化に関する目標

法人運営を効率的かつ安定的に行うため、法人全体の中長期的な人事計画を策定し、業務の質を落とすことなく適正な人事管理を行う。

(2) 人材確保及び人材育成に関する目標

ア. 法人経営、病院経営を担う人材の計画的な育成、確保及び教職員の経営マインドの醸成を図ることにより、経営の安定化を図る。

イ. 財務、広報、研究戦略、法令遵守、国際交流、教学マネジメントなどの分野において、専門的な能力を備えた人材の配置を行う。

ウ．法人の意思決定や経営戦略等の立案過程への男女共同参画を積極的に促進する。

(3) 労働環境の向上に関する目標

ア．出産、育児、介護などライフステージに応じた生活が安心して送れるよう、長時間労働の是正、柔軟な働き方を支える制度整備により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に努め、働く意欲が高まる職場環境を実現する。

イ．安全かつ安心な職場環境を確保するため、労働災害等の防止や安全衛生管理体制の強化及び安全教育の充実を図る。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標

法人運営と教学双方に精通した、高度で専門性を有する事務局組織を構築し、教育、研究、診療に係る機能の一層の充実を図るとともに、業務運営全般及び組織体制の見直しを行い、事務の効率化、合理化を図る。

第5 財務内容の改善に関する目標

1 財務内容の健全化に関する目標

法人運営に公的資金が投入されていることを踏まえ、健全な法人運営を行うために策定した経営改善計画を着実に実行するとともに、適切な財務分析に基づく検証と見直しにより、運営基盤の強化を図る。

2 自己収入の増加に関する目標

寄附金、国等の科学研究費補助金及び民間機関等との共同研究・受託研究等外部研究資金による収入の獲得に取り組む。

3 経費の抑制に関する目標

光熱水費などの管理的経費の見直しを行い、経費の抑制に努める。

4 資産の運用管理の改善に関する目標

資産の状況を点検・把握し、適正な管理及び効率的、効果的な運用を図る。

第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価、学生による評価、第三者評価等を実施し、教育研究活動の客観性及び透明性を高め、その評価結果を公表するとともに、法人運営の改善と活性化に反映させる。

2 情報公開及び情報発信に関する目標

(1) 法人業務の運営状況等について、積極的に情報公開し、県民への説明責任を果たす。

(2) 情報の一元管理と共有化を図るとともに、教育、研究、診療等に係る取組や成果を積極的かつ戦略的に情報発信する。

第7 その他業務運営に関する目標

1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標

(1) 教育、研究、診療等に係る施設及び設備について、投下資本の回収を念頭に置きながら、計画的に整備、更新を行う。

(2) 既存の施設及び設備の点検、利用状況の評価を行い、有効活用を図るとともに、維持管理を計画的に行い、コストの縮減を図る。

2 安全管理に関する目標

(1) 患者、学生、教職員及び周辺地域の住民等の安全、衛生の確保のため、平常時のみならず、天災、人災等不測の事態への対応等多岐にわたる危機管理体制を確立する。

(2) 情報セキュリティ対策を充実・強化し、医療情報、個人情報、法人情報等を適正かつ厳格に管理するための取組を着実に実施する。

3 法令・倫理等の遵守に関する目標

法令・倫理の遵守を徹底し、一層社会に信頼される大学を目指す。

4 基本的人権の尊重に関する目標

基本的人権を尊重した教育研究及び職場環境を構築するとともに、教育研究や医療現場において、常に人権の尊重を念頭に置いた取組を行う。さらに、法人は、人権に関わりの深い業務を担っていることから、教職員に対する研修を行うとともに、県民に対しても必要な情報提供に努める。

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成30年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・3・7号西脇山口線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県和歌山市島字名倉、久保

神波字南沼

楠本字井戸、免イ田

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市産業まちづくり局都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成30年1月12日から同月26日まで